

令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該連結法人のこれらの事実が生じた日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度（以下この条において「前十年以内の各連結事業年度」という。）において当該特定外国法人の個別課税対象留保金額で第六十八条の九十三の六第一項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前十年以内の各連結事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下この条及び次条において「個別課税済留保金額」という。）があるときは、当該個別課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国法人又は当該外国関係法人につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該連結法人に係る個別課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該連結法人のその事実が生じた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 剰余金の配当等の支払 その支払う剰余金の配当等の額

二 法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付  
その交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

三 当該連結法人に対する剰余金の配当又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う剰余金の配当等の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

2) 特殊関係株主等である連結法人の前項各号に掲げる事実が生じた日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る課税済留保金額（第六十八条の九の八第一項に規定する課税済留保金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その課税済留保金額は、当該事業年度の期間に対応する前十年以内の各連結事業年度の個別課税済留保金額とみなす。

3) 第六十八条の九十二第三項から第六項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十八条の九 連結法人が適格合併

第六十八条の九十三の六第

<p>第六十八條の九 十二第三項第一 号</p>	<p>十二第三項</p>	<p>又は課税済留保金額</p>	<p>個別課税済留保金額とみなす</p>	<p>第一項の</p>	<p>特定外国子会社等の第六十六條の六第二項第三号</p>	<p>により被合併法人</p>	<p>二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である連結法人が適格合併</p>
<p>又は課税済留保金額（第六十六條の九の八第一項に規定する課税済留保金額をいう。以下第六項までにおいて同じ。）</p>	<p>個別課税済留保金額（同項に規定する個別課税済留保金額をいう。以下第六項までにおいて同じ。）とみなす</p>	<p>第六十八條の九十三の八第一項の</p>	<p>同条第一項に規定する特定外国法人（以下この項において「特定外国法人」という。）の同条第二項第四号</p>	<p>により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人</p>	<p>同条第一項に規定する特定外国法人（以下この項において「特定外国法人」という。）の同条第二項第四号</p>	<p>により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人</p>	<p>二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である連結法人が適格合併</p>

第六十八條の九十二第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた特殊関係株

第六十八條の九十二第三項第二号及び第三号	第六十六條の六第一項	特定外国子会社等	第六十六條の九の六第一項	特定外国法人
	前項又は第六十六條の八第三項	前項又は第六十六條の八第三項において準用する前項又は第六十六條の九の八第三項において準用する第六十六條の八第三項	第六十八條の九十三の八第三項	第六十八條の九十三の八第三項
第六十八條の九十二第四項	第一項の	同条第三項において準用する前項の	第六十八條の九十三の八第一項の	第六十八條の九十三の八第一項の
	同条第三項	第六十六條の九の八第三項において準用する第六十六條の八第三項	第六十六條の九の八第三項	第六十六條の九の八第三項
第六十八條の九十二第五項	第一項	第六十八條の九十三の八第一項	第六十八條の九十三の八第一項	第六十八條の九十三の八第一項
	第六十八條の九十二第六項	第六十八條の九十三の八第一項	第六十八條の九十三の八第一項	第六十八條の九十三の八第一項
第六十八條の九十二第六項	第一項	第六十八條の九十三の八第一項	第六十八條の九十三の八第一項	第六十八條の九十三の八第一項
	前項	同条第三項において準用する前項	同条第三項において準用する前項	同条第三項において準用する前項

主等である連結法人の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

第六十八條の九十三の九 特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に第六十八條の九十三の六第一項に規定する特定関係があるかどうかの判定に関する事項、第六十八條の九十三の七第一項の規定により特殊関係株主等である連結法人が納付したとみなされる個別控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された個別課税済留保金額に係るものの処理その他前三條の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例)

第六十八條の九十四 連結親法人で第六十六條の十第一項各号に掲げるものが、平成二十一年三月三十一日(同項第二号に掲げるものについては、平成二十年六月三十日)までに当該各号に定める資産で同項に規定する政令で定めるもの(以下この条において「試験研究用資産」という。)を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその納付された連結事業年度において試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円(当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額(既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額)を超える場合には、その超える金額)を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

24 省 略

(特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例)

第六十八條の九十六の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額のうち特定地域雇用会社(地域再生法第十四條第一項に規定する特定地域雇用会社をいう。)に対する当該特定地域雇用会社の行う同法第五條第三項第二号に規定する事業に充てられることが確實である寄附金として政令で定める寄附金(同法第十四條第三項に規定する指定の有効期間内に支出された金銭に限る。)の額がある場合に

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例)

第六十八條の九十四 連結親法人で第六十六條の十第一項各号に掲げるものが、平成十九年三月三十一日までに当該各号に定める資産で同項に規定する政令で定めるもの(以下この条において「試験研究用資産」という。)を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその納付された連結事業年度において試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円(当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額(既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額)を超える場合には、その超える金額)を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

24 同 上

おける法人税法第八十一条の六の規定の適用については、同条第四項中「寄附金の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「寄附金及び特定地域雇用会社（租税特別措置法第六十八条の九十六の二第二項（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する特定地域雇用会社をいう。）に対する同法第六十八条の九十六の二第二項に規定する寄附金の額があるときは、これらの寄附金」とする。

2| 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、地域再生法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有するものが各連結事業年度において支出した寄附金の額のうちに、同法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人（当該認定地域再生計画に記載されている同法第五条第三項第三号に規定する事業を行うものとして同法第十九条第一項の規定により同項の認定地方公共団体が指定したものに限り。）に対する当該特定地域雇用等促進法人の行う同号に規定する事業に関連する寄附金（同法第十九条第二項に規定する指定の有効期間内に支出された金銭に限る。）の額がある場合における法人税法第八十一条の六の規定の適用については、同条第四項中「寄附金の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「寄附金及び特定地域雇用等促進法人（租税特別措置法第六十八条の九十六の二第二項（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する特定地域雇用等促進法人をいう。）に対する同法第六十八条の九十六の二第二項に規定する寄附金（前項に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、これらの寄附金」とする。

3| 前二項に規定する場合において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額のうち前条第一項に規定する認定特定非営利活動法人に対する同項の寄附金の額があるときは、法人税法第八十一条の六の規定の適用については、同項及び前二項の規定にかかわらず、同条第四項中「寄附金の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「寄附金並びに認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十八条の九十六の二第一項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金、特定地域雇用会社（租税特別措置法第六十八条の九十六の二第一項（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する特定地域雇用会社をいう。）に対する租税特別措

置法第六十八條の九十六の二第一項に規定する寄附金及び特定地域雇用等促進法人(同条第二項に規定する特定地域雇用等促進法人をいう。)に対する同条第二項に規定する寄附金(前項に規定する寄附金に該当するものを除く。)の額があるときは、これらの寄附金」とする。

4 前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(転廃業助成金等に係る課税の特例)

第六十八條の百二 省 略

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である廃止業者等が転廃業助成金等の交付を受けた場合において、当該転廃業助成金の金額のうちその営む事業の廃止又は転換を助成するための費用として政令で定めるものに対応する部分(以下この条において「転廃業助成金」という。)の金額の全部又は一部に相当する金額をもつて当該交付を受けた日を含む連結事業年度において固定資産の取得(所有権移転外リース取引による取得を除き、建設及び製作を含む。以下この条において同じ。)又は改良をし、当該固定資産につき、その取得又は改良に充てた転廃業助成金の金額に相当する金額(以下この項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法(当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 20 省 略

(連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例)

第六十八條の百五の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が特定組合員(第六十七條の十二第一項に規定する特定組合員をいう。第四項において同じ。)又は特定受益者(同条第一項に規定する特定受益者をいう。第四項において同じ。)に該当する場合で、かつ、その組合契約(同条第三項第一号に規定する組合契約をいう。第四項において同じ。)に係る組合事業(同条第三項第三号に規定する組合事業をいう。以下この条において同じ。)

(転廃業助成金等に係る課税の特例)

第六十八條の百二 同 上

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である廃止業者等が転廃業助成金等の交付を受けた場合において、当該転廃業助成金の金額のうちその営む事業の廃止又は転換を助成するための費用として政令で定めるものに対応する部分(以下この条において「転廃業助成金」という。)の金額の全部又は一部に相当する金額をもつて当該交付を受けた日を含む連結事業年度において固定資産の取得(建設及び製作を含む。以下この条において同じ。)又は改良をし、当該固定資産につき、その取得又は改良に充てた転廃業助成金の金額に相当する金額(以下この項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法(当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 20 同 上

(連結法人の組合事業に係る損失がある場合の課税の特例)

第六十八條の百五の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が特定組合員(第六十七條の十二第一項に規定する特定組合員をいう。第四項において同じ。)に該当する場合で、かつ、その組合契約(同条第三項第一号に規定する組合契約をいう。第四項において同じ。)に係る組合事業(同条第三項第三号に規定する組合事業をいう。以下この条において同じ。)につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産(第六十七條の十二第一

（又は信託（第六十七条の十二第一項に規定する信託に限る。以下この条において同じ。）につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産（第六十七条の十二第一項に規定する組合財産をいう。）又は信託財産の価額とされている場合その他の政令で定める場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結組合等損失額（当該連結親法人又はその連結子法人の当該組合事業又は当該信託による損失の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該連結親法人又はその連結子法人の当該組合事業に係る出資の価額又は当該信託の信託財産の帳簿価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額（当該組合事業又は当該信託財産に帰せられる損益が実質的に欠損とならないと見込まれるものとして政令で定める場合に該当する場合には、当該連結組合等損失額）に相当する金額（第三項において「連結組合等損失超過額」という。）は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 連結確定申告書等を提出する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において連結組合等損失超過合計額を有する場合には、当該連結組合等損失超過合計額のうち当該連結事業年度の当該連結親法人又はその連結子法人の組合事業又は信託（当該連結組合等損失超過合計額に係るものに限る。）による利益の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前項に規定する連結組合等損失超過合計額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の直前の連結事業年度（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）以前の各連結事業年度における連結組合等損失超過額（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、第六十七条の十二第一項に規定する組合等損失超過額）のうち、当該連結組合等損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた連結事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度。以下この項において「適用年度」という。）から前連結事業年度等まで連続して当該連結親法人又はその連結子法人に係る法人税法第二十三条第二号に規定する連結確定申告書（以下この項において「連結確定申告書」という。）の提出（前連結事業年度等までの連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書（以下この項において「確定申告書」という。）の提出）をしている場合（適用年度が前連結事業年度等である場合には、当該適用年度の当該連結親法人又はその連結子法人に係る連結確定申告書の提出

項に規定する組合財産をいう。）の価額とされている場合その他の政令で定める場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結組合損失額（当該連結親法人又はその連結子法人の当該組合事業による損失の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該連結親法人又はその連結子法人の当該組合事業に係る出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額（当該組合事業が実質的に欠損とならないと見込まれるものとして政令で定める場合に該当する場合には、当該連結組合損失額）に相当する金額（第三項において「連結組合等損失超過額」という。）は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 連結確定申告書等を提出する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において連結組合等損失超過合計額を有する場合には、当該連結組合等損失超過合計額のうち当該連結事業年度の当該連結親法人又はその連結子法人の組合事業（当該連結組合等損失超過合計額に係るものに限る。）による利益の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前項に規定する連結組合等損失超過合計額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の直前の連結事業年度（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）以前の各連結事業年度における連結組合等損失超過額（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、第六十七条の十二第一項に規定する組合等損失超過額）のうち、当該連結組合等損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた連結事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度。以下この項において「適用年度」という。）から前連結事業年度等まで連続して当該連結親法人又はその連結子法人に係る法人税法第二十三条第二号に規定する連結確定申告書（以下この項において「連結確定申告書」という。）の提出（前連結事業年度等までの連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書（以下この項において「確定申告書」という。）の提出）をしている場合（適用年度が前連結事業年度等である場合には、当該適用年度の当該連結親法人又はその連結子法人に係る連結確定申告書の提出（当

(当該適用年度が連結事業年度に該当しない場合には、確定申告書の提出)をして  
いる場合)における当該連結組合等損失超過額を、各組合事業又は各信託ごと  
に合計した金額(前項の規定により前連結事業年度等までの各連結事業年度の連  
結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額(第六十七条の十二第二項の規  
定により前連結事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算  
入された金額を含む。)がある場合には、これらの損金の額に算入された金額を  
控除した金額)をいう。

4 前項に定めるもののほか、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配  
関係にある連結子法人が自己を合併法人とする適格合併により特定組合員又は特  
定受益者に該当する被合併法人の組合契約に係る第六十七条の十二第一項に規定  
する組合員又は信託の受益者たる地位の承継をした場合における第一項の規定の  
適用に関する事項、同項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第  
八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第  
一項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

## 第六十八条の百五の三 省略

### 2 省略

3 前項に規定する連結組合損失超過合計額とは、当該連結親法人又はその連結子  
法人の当該連結事業年度の直前の連結事業年度(連結事業年度に該当しない事業  
年度にあつては、当該事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」とい  
う。)以前の各連結事業年度における連結組合損失超過額(連結事業年度に該当  
しない事業年度にあつては、第六十七条の十三第一項に規定する組合損失超過額  
)のうち、当該連結組合損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた連結事業  
年度(同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度。  
以下この項において「適用年度」という。)から前連結事業年度等まで連続して  
当該連結親法人又はその連結子法人に係る法人税法第二十三条第三十二号に規定する  
連結確定申告書(以下この項において「連結確定申告書」という。)の提出(前  
連結事業年度等までの連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、同条第三  
十一号に規定する確定申告書(以下この項において「確定申告書」という。))の  
提出)をしている場合(適用年度が前連結事業年度等である場合には、当該適用  
年度の当該連結親法人又はその連結子法人に係る連結確定申告書の提出(当該適  
用年度が連結事業年度に該当しない場合には、確定申告書の提出)をしている場  
合)における当該連結組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額(前項

該適用年度が連結事業年度に該当しない場合には、確定申告書の提出)をしてい  
る場合)における当該連結組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額(前  
項の規定により前連結事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計  
算上損金の額に算入された金額(第六十七条の十二第二項の規定により前連結事  
業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含  
む。)がある場合には、これらの損金の額に算入された金額を控除した金額)を  
いう。

4 前項に定めるもののほか、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配  
関係にある連結子法人が自己を合併法人とする適格合併により特定組合員に該当  
する被合併法人の組合契約に係る第六十七条の十二第一項に規定する組合員たる  
地位の承継をした場合における第一項の規定の適用に関する事項、同項又は第二  
項の規定の適用がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する  
個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項又は第二項の規定の適用に關  
し必要な事項は、政令で定める。

## 第六十八条の百五の三 同上

### 2 同上

3 前項に規定する連結組合損失超過合計額とは、当該連結親法人又はその連結子  
法人の当該連結事業年度の直前の連結事業年度(連結事業年度に該当しない事業  
年度にあつては、当該事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」とい  
う。)以前の各連結事業年度における連結組合損失超過額(連結事業年度に該当  
しない事業年度にあつては、第六十七条の十三第一項に規定する組合損失超過額  
)のうち、当該連結組合損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた連結事業  
年度(同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度。  
以下この項において「適用年度」という。)から前連結事業年度等まで連続して  
当該連結親法人又はその連結子法人に係る法人税法第二十一条第三十一号に規定  
する連結確定申告書(以下この項において「連結確定申告書」という。)の提出  
(前連結事業年度等までの連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、同条  
第三十一号に規定する確定申告書(以下この項において「確定申告書」という。))  
の提出)をしている場合(適用年度が前連結事業年度等である場合には、当該  
適用年度の当該連結親法人又はその連結子法人に係る連結確定申告書の提出(当  
該適用年度が連結事業年度に該当しない場合には、確定申告書の提出)をしてい  
る場合)における当該連結組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額(



の規定により前連結事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第六十七条の十三第二項の規定により前連結事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの損金の額に算入された金額を控除した金額をいう。

4 省略

（経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用）

第六十八条の百九 省略

2 前項の規定は、連結確定申告書（法人税法第二十三条第二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。）に財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3・4 省略

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）

第六十八条の百九の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧株（これらの法人が有していた株式（出資を含む。以下この条において同じ。）をいう。）を発行した内国法人の合併（適格合併に該当しないものに限る。）により合併法人との間に当該合併法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。第三項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽減税外国法人（第六十八条の二の三第五項第一号に規定する特定軽減税外国法人をいう。以下この条において同じ。）の株式に該当するときは、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の二第二項の規定は、適用しない。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧株（これらの法人が有していた株式をいう。）を発行した内国法人の行った特定分割型分割（分割法人の株主等に分割承継法人に係る特定外国親法人（法人税法第六十一条の二第四項に規定する親法人で特定軽減税外国法人に該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式以外の資産（当該株主等に対する同条第四項に規定する剰余金の配当等として交付された同項に規定する分割対価資産

前項の規定により前連結事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第六十七条の十三第二項の規定により前連結事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの損金の額に算入された金額を控除した金額をいう。

4 同上

（経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用）

第六十八条の百九 同上

2 前項の規定は、連結確定申告書（法人税法第二十三条第二号の三に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。）に財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3・4 同上

以外の金銭その他の資産を除く。)が交付されなかつた分割型分割(第六十八條の二の三第二項第一号に規定する分割で、適格分割型分割に該当しないものに限る。)をいう。)により分割承継法人に係る特定外国親法人の株式の交付を受けた場合における同法の規定の適用については、同法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一條の二第四項中「交付されなかつたもの」とあるのは、「交付されなかつたもの(租税特別措置法第六十八條の百九の二第二項(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例)に規定する特定分割型分割に該当するものを除く。)とする。」とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧株(これらの法人が有していた株式をいう。)を発行した内国法人の行つた株式交換(適格株式交換に該当しないものに限る。)により株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽課税外国法人の株式に該当するときは、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一條の二第九項の規定は、適用しない。

4 前三項の規定の適用がある場合の株式の取得価額その他法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の受ける特定目的信託の利益の分配に係る課税の特例)

第六十八條の百十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八條の三の二第一項に規定する特定目的信託の利益の分配の額に係る法人税法第八十一條の四の規定の適用については、同条第一項中「配当等の額」とあるのは、「配当等の額(第二条第二十九号の二ホ(定義)に掲げる特定目的信託の租税特別措置法第六十八條の三の二第一項(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)に規定する利益の分配の額を除く。)とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八條の三の二第九項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額(以下この項において「外国特定目的信託の利益の分配の額」という。)は法人税法第八十一條の十五第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなし、同項に規定する外国子会社を受ける外国特定目的信託の利益の分配の額は同条第十一項に規定する外国孫会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

(連結法人の受ける特定目的信託の利益の分配に係る課税の特例)

第六十八條の百十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八條の三の三第一項に規定する特定目的信託の利益の分配の額は、法人税法第八十一條の四第一項に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

(連結法人の受ける特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例)

第六十八条の百十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八条の三の三第五項に規定する特定投資信託の収益の分配の額に係る法人税法第八十一条の四の規定の適用については、同条第一項中「配当等の額」とあるのは、「配当等の額(租税特別措置法第六十八条の三の三第五項(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する収益の分配の額を除く。）」とする。

2| 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八条の三の三第九項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額(以下この項において「外国特定投資信託の収益の分配の額」という。)は法人税法第八十一条の十五第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなし、同項に規定する外国子会社が受ける外国特定投資信託の収益の分配の額は同条第十一項に規定する外国孫会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の四 省 略

2|4 省 略

5| 第一項の規定は、同項の相続に係る被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者(当該被相続人から相続税法第二十一条の九第三項(第七十条の三第一項又は第七十条の三の三第一項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。)が第七十条の三の三第一項又は第七十条の三の四第一項の規定の適用を受け、又は受けている場合には、適用しない。

6| 相続税法第三十二条の規定は、第四項ただし書の場合その他既に分割された当該特例対象宅地等について第一項の規定の適用を受けていなかった場合として政令で定める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7| 省 略

8| 省 略

9| 省 略

10| 省 略

(連結法人の受ける特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例)

第六十八条の百十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八条の三の四第十項に規定する特定投資信託の収益の分配の額は、法人税法第八十一条の四第一項に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の四 同 上

2|4 同 上

5| 相続税法第三十二条の規定は、前項ただし書の場合その他既に分割された当該特例対象宅地等について第一項の規定の適用を受けていなかった場合として政令で定める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6| 同 上

7| 同 上

8| 同 上

9| 同 上

(特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の五 省 略

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定株式 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた株式で、当該相続開始の時において、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所(第三号及び第五号において「金融商品取引所」という。)に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

二 省 略

三 特定受贈株式 被相続人である特定贈与者(相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。)が贈与(同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。)をした株式で、当該贈与の時において、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが金融商品取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

四 省 略

五 特定保有株式 被相続人である特定贈与者が贈与の直前に有していた株式で、当該贈与の時において、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが金融商品取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

六 省 略

七 特定同族会社株式等 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた次に掲げる要件のすべてを満たす特定株式又は特定出資のうち、当該特定株式又は特定出資に係る法人の当該相続開始の時における発行済株式の総数又は出資の総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ 省 略

ロ 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1) 当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定株式(当該被相続人に係る特定受贈株式を含む。)に係るすべての法人について、当該法人の発行済株式の総数に相当する金額として財務省令で定める金額の合計額

(2) 当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定出資(当該被相続人に

(特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の五 同 上

2 同 上

一 特定株式 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた株式で、当該相続開始の時において、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所(第三号及び第五号において「証券取引所」という。)に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

二 同 上

三 特定受贈株式 被相続人である特定贈与者(相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。)が贈与(同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。)をした株式で、当該贈与の時において、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが証券取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

四 同 上

五 特定保有株式 被相続人である特定贈与者が贈与の直前に有していた株式で、当該贈与の時において、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが証券取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

六 同 上

七 同 上

イ 同 上

ロ 同 上

(1) 当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定株式(当該被相続人に係る特定受贈株式を含む。)に係るすべての法人について、当該法人の発行済株式の総数に当該特定株式の当該相続開始の時における一株当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

(2) 当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定出資(当該被相続人に

係る特定受贈出資を含む。)に係るすべての法人について、当該法人の出資の総額として財務省令で定める金額の合計額

八 特定受贈同族会社株式等 被相続人である特定贈与者が贈与をした次に掲げる要件のすべてを満たす特定受贈株式又は特定受贈出資のうち、当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の当該贈与の時ににおける発行済株式の総数又は出資の総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ 省略

ロ 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1) 当該贈与に係る特定受贈株式(当該贈与に係る特定贈与者に係る特定受贈株式を含む。)又は特定保有株式に係るすべての法人について、当該法人の発行済株式の総数に相当する金額として財務省令で定める金額の合計額

(2) 当該贈与に係る特定受贈出資(当該贈与に係る特定贈与者に係る特定受贈出資を含む。)又は特定保有出資に係るすべての法人について、当該法人の出資の総額として財務省令で定める金額の合計額

九 十二 省略

3 省略

4 第一項の相続に係る被相続人から同項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等について同項の規定の適用を受ける場合には、当該相続又は遺贈に係る特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林については、同項の規定は適用しない。

5 省略

6 第一項の規定は、同項の相続に係る被相続人から同項の相続又は遺贈により財産を取得した者が次に掲げる規定の適用を受け、又は受けている場合には、適用しない。

一 前条第一項

二 第七十条の三の三第一項

三 第七十条の三の四第一項

7 前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等

係る特定受贈出資を含む。)に係るすべての法人について、当該法人の出資の総口数に当該特定出資の当該相続開始の時ににおける一口当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

八 同上

イ 同上

ロ 同上

(1) 当該贈与に係る特定受贈株式(当該贈与に係る特定贈与者に係る特定受贈株式を含む。)又は特定保有株式に係るすべての法人について、当該法人の発行済株式の総数に当該特定受贈株式又は特定保有株式の当該贈与の時ににおける一株当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

(2) 当該贈与に係る特定受贈出資(当該贈与に係る特定贈与者に係る特定受贈出資を含む。)又は特定保有出資に係るすべての法人について、当該法人の出資の総口数に当該特定受贈出資又は特定保有出資の当該贈与の時ににおける一口当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

九 十二 同上

3 同上

4 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等について同項の規定の適用を受ける場合には、当該相続又は遺贈に係る特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林については、同項の規定は適用しない。

5 同上

6 第一項の規定は、同項の相続又は遺贈により財産を取得した者が前条第一項の規定の適用を受ける場合には、適用しない。

7 前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等

の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計が四百平方メートル未満である場合には、第四項及び前項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める価額に達するまでの部分について、第一項の規定の適用を受けることができる。

一 三 省 略  
8 15 省 略

（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等）

第七十条 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第四条に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法第三十一条第二十四条の規定による申告書）の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は民法第三十四条の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに贈与をした場合には、当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらの者と相続税法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算に算入しない。

2 省 略

3 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産に属する金銭を第

一項に規定する申告書の提出期限までに特定公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託で信託の終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであること）について政令で定めるところにより証明がされたものをいう。次項において同じ。）のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した場合には、当該支出により当該支出をした者又はその親族その他これらの者と相続税法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該金銭の額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計が四百平方メートル未満である場合には、第四項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める価額に達するまでの部分について、第一項の規定の適用を受けることができる。

一 三 同 上  
8 15 同 上

（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等）

第七十条 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第三条の二に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法第三十一条第二十四条の規定による申告書）の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は民法第三十四条の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに贈与をした場合には、当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらの者と相続税法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

2 同 上

3 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産に属する金銭を第

一項に規定する申告書の提出期限までに特定公益信託（信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条に規定する公益信託で信託終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであること）について政令で定めるところにより証明がされたものをいう。次項において同じ。）のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した場合には、当該支出により当該支出をした者又はその親族その他これらの者と相続税法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該金銭の額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

4 10 省略

11 第一項、第二項及び第五項から第九項までの規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者（地域再生法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に住所を有する者その他の政令で定めるものに限る。）が、当該取得した財産に属する金銭を第一項に規定する申告書の提出期限までに同法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人（当該認定地域再生計画に記載されている同法第五条第三項第三号に規定する事業を行うものとして同法第十九条第一項の規定により同項の認定地方公共団体が指定したものに限り、当該特定地域雇用等促進法人の行う同号に規定する事業に関連する贈与（同条第二項に規定する指定の有効期間内にされたものに限る。）をした場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の規定」とあるのは「第十一項において準用する前項の規定」と、第五項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十一項において準用する第一項」と、「同項の贈与又は第三項の支出」とあるのは「第十一項の贈与」と読み替えるものとする。

12 地域再生法第五条第三項第三号に規定する事業を行う法人税法第二条第六号に規定する公益法人等が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する業務を行うものである場合における前項において準用する第一項の規定の適用に関する事項その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）  
第七十条の三 平成十五年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間にその年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。ただし、当該特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与をした者からの贈与により取得をした財産について第七十条の三の三第一項の規定の適用を受けている場合は、この限りでない。

一 三 省略  
2 3 省略

4 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合であつても当該届出書を提出していなかった

4 10 同上

（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）  
第七十条の三 平成十五年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間にその年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

一 三 同上  
2 3 同上

4 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合であつても当該届出書を提出していなかった

ものとみなす。この場合において、当該特定受贈者は、当該各号に該当することとなつた日から二月以内に、同条第一項の規定の適用を受けたものに係る年分の贈与税についての修正申告書（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

5 省 略

6 第四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法及び相続税法第三十六条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 三 省 略

四 相続税法第三十六条第一項及び第二項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあり、並びに同条第三項中「申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の三第四項（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）に規定する修正申告書の提出期限」とする。

7・8 省 略

（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例）

第七十条の三の二 平成十五年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が次に掲げる者のいずれかに該当する場合において、前条第一項各号の規定に該当するときは、当該住宅取得等資金の贈与をした者（以下この条において「住宅資金贈与者」という。）からの贈与により当該住宅取得等資金の取得をした年における当該特定受贈者の当該住宅資金贈与者からの贈与により取得をした財産に対する贈与税については、当該財産に係る贈与税の課税価格から住宅資金特別控除額を控除する。この場合において、相続税法第二十一条の十二第一項の規定の適用については、同項中「課税価格から」とあるのは、「課税価格（租税特別措置法第七十条の三の二第一項（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例）に規定する住宅資金贈与者に係る贈与税の課税価格にあつては、当該課税価格から同項に規定する住宅資金特別控除額を控除した残額。以下この項及び次条において同じ。）から」とする。

一 住宅資金贈与者に係る相続税法第二十一条の九第五項（前条第一項又は次条

ものとみなす。この場合において、当該特定受贈者は、当該各号に該当することとなつた日から二月以内に、同条第一項の規定の適用を受けたものに係る年分の贈与税についての修正申告書（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。次項において同じ。）を提出し、かつ、当該期間内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

5 同 上

6 第四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 三 同 上

7・8 同 上

（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例）

第七十条の三の二 同 上

一 住宅資金贈与者に係る相続税法第二十一条の九第五項（前条第一項において



第一項において準用する場合を含む。）に規定する相続時精算課税適用者

二 省略

2 省略

3 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、前条第四項各号に掲げる場合に該当するときは、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定受贈者は、当該各号に該当することとなつた日から二月以内に、同項の規定の適用を受けた年分の贈与税についての修正申告書（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。

4 省略

5 第三項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法及び相続税法第三十六条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 四 省略

五 相続税法第三十六条第一項及び第二項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあり、並びに同条第三項中「申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の三の二第三項（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例）に規定する修正申告書の提出期限」とする。

6 省略

7 税務署長は、前項の記載又は添付がない相続税法第二十八条の規定による申告書の提出があつた場合において、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

8 省略

（特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）  
第七十条の三の三 特定受贈者が、平成十九年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間にその年一月一日において六十歳以上六十五歳未満の者からの贈与

により特定同族株式等の取得（その年中に取得をした一の特定同族法人に係る特定同族株式等の価額の合計額が五百万円以上となる場合の当該取得に限る。）をし、かつ、その年十二月三十一日において当該特定同族株式等に係る特定同族法

準用する場合を含む。）に規定する相続時精算課税適用者

二 同上

2 同上

3 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、前条第四項各号に掲げる場合に該当するときは、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該各号に該当することとなつた日から二月以内に同項の規定の適用を受けた年分の贈与税について、修正申告書（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、かつ、当該期間内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

4 同上

5 第三項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 四 同上

6 同上

7 税務署長は、前項の記載又は添付がない相続税法第二十八条の規定による申告書の提出があつた場合において、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類及び前項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

8 同上

人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有する場合において、確認日の翌日から二月以内に確認書（確認日において、特定受贈者が第三項第一号ロ(1)から(3)までの要件のすべてを満たし、かつ、当該特定同族株式会社等に係る特定同族法人が同項第三号（ハを除く。）に掲げる要件のすべてを満たしていることについて当該特定同族法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が、確認をし、当該確認をしたことを財務省令で定めるところにより証する書類をいう。以下この条及び次条において同じ。）を納税地の所轄税務署長に提出することが確実であると思込まれるときは、当該特定受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。ただし、当該特定受贈者が、当該特定同族株式会社等の贈与をした者からの贈与により取得をした財産について第七十条の三第一項の規定の適用を受けている場合は、この限りでない。

2 前項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、特定受贈者に対し特定同族株式会社等の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、相続税法の規定を適用する。

3 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定受贈者 次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者が相続税法第一条の四第一号又は第二号の規定に該当する個人であること。

ロ その者が特定同族株式会社等の贈与をした者（選択年（その者が贈与により取得した特定同族株式会社等について第一項又は次条第一項の規定の適用を受ける年をいう。以下この条及び次条において同じ。）中における当該特定同族株式会社等の最初の贈与の直前に、次に掲げる要件のすべてを満たす者に限る。第四号において同じ。）の直系卑属である推定相続人であること。

(1) 当該特定同族法人の代表者であること。

(2) 当該特定同族法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有すること。

(3) 当該特定同族法人の総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。）の百分の五十を超える議決権を有すること。

ハ その者が特定同族株式等の贈与を受けた日の属する年の一月一日において二十歳以上の者であること。

二 特定同族株式等 次に掲げる株式又は出資をいう。

イ 議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たす株式

ロ 議決権の制限がないことその他財務省令で定める要件を満たす合名会社の出資その他の出資であつて政令で定めるもの

三 特定同族法人 特定同族株式等に係る法人で、当該法人に係る特定同族株式等の当該贈与の時（ハにあつては、当該贈与の直前を含む。）において、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 当該法人の代表者が二人以上いないこと。

ロ 当該法人が清算中の法人でないこと。

ハ 当該法人の発行済株式の総数に相当する金額又は出資の総額として財務省令で定める金額が二十億円未満であること。

ニ 当該法人が会社法第二条第十三号に規定する種類株式発行会社である場合にあつては、ある種類の株式の内容として同法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定款の定めを設けていないこと。

四 確認日 選択年の翌年三月十五日から四年を経過する日（特定受贈者又は当該特定受贈者に特定同族株式等の贈与をした者が選択年の翌年一月一日から当該経過する日までの間に死亡した場合には当該死亡の日とし、当該特定同族法人が解散した場合その他の政令で定める場合には政令で定める日とする。）をいう。

4 第一項の規定は、特定受贈者が贈与により取得した特定同族株式等について既に同項の規定の適用を受けている場合には、当該特定同族株式等の贈与及び当該特定同族株式等の贈与をした者からの贈与については、適用しない。

5 特定同族株式等について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、確認日の翌日から二月を経過する日の前日（以下第七項までにおいて「提出期限」という。）までに確認書を納税地の所轄税務署長に提出しないときその他の政令で定める事由に該当するときは、第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合であつても当該届出書を提出していなかつたものとみなす。この場合において、当該特定受贈者は、当該提出期限までに同条第一項の規定の適用を受けたものに係る各年分の贈与税についての修正申告書（国税

通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、かつ、当該提出期限までに当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

6 前項の場合において、同項の特定受贈者に当該特定同族株式等の贈与をした者（以下この項及び次項において「特定贈与者」という。）からの贈与により取得をした財産（当該特定贈与者が当該財産の贈与をした年の一月一日において六十五歳以上である場合における当該特定贈与者からの贈与により取得をした当該財産に限る。以下この項において「特定財産」という。）があるときは、当該特定受贈者は、当該特定財産に係る相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出期限までに選択年の年分の修正申告書に添付して提出することができる。この場合において、当該届出書は、当該特定財産の贈与があつた最初の年分の贈与税に係る同項の期間内に提出されたものとみなす。

7 第五項の場合において、選択年の翌年一月一日以後に特定贈与者からの贈与により取得をした第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金（当該特定贈与者が当該住宅取得等資金の贈与をした年の一月一日において六十五歳未満である場合における当該特定贈与者からの前条第一項の規定の適用を受ける贈与により取得をした当該住宅取得等資金に限る。）があるときは、当該特定受贈者は、当該住宅取得等資金に係る第七十条の三第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出期限までに選択年の年分の修正申告書に添付して提出することができる。この場合において、当該届出書は当該住宅取得等資金の贈与があつた最初の年分の贈与税に係る同項の期間内に提出されたものと、当該特定受贈者は第七十条の三第一項の規定の適用を受ける同条第三項第一号に規定する特定受贈者とみなす。

8 第五項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた贈与税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

9 第五項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法及び相続税法第三十六条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第五項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第五項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更